

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第4号中「及び道内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第5項に規定するものを除く。）」を削り、同条第4項中「法人税法第2条第6号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに）」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第5項中「含む」の次に「。以下道民税について「人格のない社団等」というを加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第34条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」という。）」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第24条第4項に規定す	年額 20,000円

る公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

イ 人格のない社団等

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 50,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 540,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 800,000円

第34条第2項中「若しくは第4号」を削る。

第34条の2中「有する法人」の次に「（以下この節及び次節において「内国法人」という。）」を加える。

第35条（見出しを含む。）及び第36条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第36条の次に次の2条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道民税の徴収猶予）

第36条の2 知事は、内国法人が法人税法第139条に規定する条約（以下この節及び次節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約

国（以下この節及び次節において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この節及び次節において「相互協議」という。）の申入れがあった場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る同条第16項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第53条第28項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第53条第28項又は法第56条第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法（昭和37年法律第66号）第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項又は第3項の規定によって更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令第9条の9の8第1項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該法人税割額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第9条の9の8第2項に規定するところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 法第15条第4項、法第15条の2、法第16条の2第1項から第3項まで及び法第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、法第16条第2項及び第3項、法第16条の2第4項並びに法第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第

2項及び第3項の規定を準用する。

- (1) 第1項の申立てを取り下げたとき。
- (2) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
- (3) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- (4) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道民税の徴収猶予）

第36条の3 知事は、連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項及び第42条の3第1項において同じ。）が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（以下この項及び第42条の3第1項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額（法人税法第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいい、当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以

下この項において同じ。)に基づいて法第53条第28項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第53条第28項又は法第56条第1項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第55条第1項又は第3項の規定によって更正をした場合における当該更正があった日(当該合意がない場合その他の政令第9条の9の9第1項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該法人税割額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第9条の9の9第2項に規定するところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 法第15条第4項、法第15条の2、法第16条の2第1項から第3項まで及び法第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、法第16条第2項及び第3項、法第16条の2第4項並びに法第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。
 - (2) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
 - (3) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を

継続することが適当でないと認められるとき。

- (4) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間(第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

第37条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの」を削り、「法人等」を「法人」に改め、同条第2項中「法人で」を「特定非営利活動法人で」に改め、同条第3項中「法人等」を「法人」に改める。

第41条第1項の表中「分配」の次に「又は引渡し」を加える。

第42条の見出しを「(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予)」に改め、同条第2項中「徴収するものとする」を「徴しなければならない」に改め、同条第9項中「徴収するものとする」を「徴収しなければならない」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第42条の2 知事は、内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第66条の4第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(条約相手国の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、相互協議の申入れがあった場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る同条第16項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは法第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によって更正若し

くは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令第32条の4第1項に規定するところにより計算した金額の合算額を限度として、法第72条の33第3項又は法第72条の44第1項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第3項又は法第72条の41の2第1項若しくは第3項の規定によって更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令第32条の4第2項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額又は付加価値割額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第32条の4第3項に規定するところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 法第15条第4項、法第15条の2、法第16条の2第1項から第3項まで及び法第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、法第16条第2項及び第3項、法第16条の2第4項並びに法第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

- (1) 第1項の申立てを取り下げたとき。
- (2) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
- (3) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

(4) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第42条の3 知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、対象連結法人の申請に基づき、当該申立てに係る同条第16項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいい、当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは法第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令第32条の5第1項に規定するところにより計算した金額の合算額を限度として、法第72条の33第3項又は法第72条の44第1項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第3項又は法第72条の41の2第1項若しくは第3項の

規定によって更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令第32条の5第2項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時ににおいて当該所得割額又は付加価値割額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第32条の5第3項に規定するところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 法第15条第4項、法第15条の2、法第16条の2第1項から第3項まで及び法第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、法第16条第2項及び第3項、法第16条の2第4項並びに法第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。
 - (2) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
 - (3) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
 - (4) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。
- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額について

は、知事は、その免除をしないことができる。

第44条の2第2項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第36条の2の2第1項」を「第36条の2の2」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあっては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第8項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。）」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とする。

第44条の7第1項第4号を削り、同条第5項中「から第4号まで」を「又は第3号」に改め、同条第6項中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改める。

第44条の10第3項、第44条の10の2第5項、第44条の10の3第5項、第44条の10の4第9項、第44条の10の5第5項及び第44条の10の6第5項中「第44条の2第10項」を「第44条の2第9項」に改める。

第44条の10の7第1項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第53条の3の2第1項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用するこれらの規定」を「又は第53条の3の2第1項の規定」に改め、同条第2項中「（独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場

合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「土地改良法第53条の3の2第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第5項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削り、同条第6項中「第44条の2第10項」を「第44条の2第9項」に改める。

第44条の10の8第5項及び第44条の10の9第5項中「第44条の2第10項」を「第44条の2第9項」に改める。

第123条の2中「第121条第1項第2号」の次に「及び第4号」を加える。

附則第5条の4第3項中「記載した申告書」を「記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（道民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加える。

附則第7条の2の4第1項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するもの若しくは住宅を購入して譲渡する者で政令で定めるもの」及び「若しくは同条第3項本文の規定又は住宅を購入して譲渡する者で政令第39条の3に規定するものが売り渡す新築の住宅の用に供する土地に係る第44条の7第1項第4号」を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「第6条の17第4項」を「第6条の17第2項」に改める。

附則第7条の4第5項中「第4条第2項」を「第6条第2項」に、「第5条の2第2項」を「第8条第2項」に、「又は同法第7条第2項」を「、同法第10条第2項」に改め、「認定経営資源再活用計画」の次に「、同法第12条第2項に規定する認定技術活用事業革新計画又は同法第14条第2項に規定する認定経営資源融合計画」を加える。

附則第7条の7中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第8条の3第1項中「平成18年度分及び平成19年度分」を「平成20年度分及び平成21年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「電気を動力源とする自動車で総務省令附則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令附則第5条第1項に規定するものをいう。第4項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。第4項において同じ。）」に改め、「及び第4項」を削り、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同条第3項中「総務省令附則第5条の2第1項に規定する許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で総務省令附則第5条の2第1項に規定するもの」に改め、同条第4項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第4項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第5条の2第4項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第5項に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法

第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第5条の2第6項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第7項に規定するもの

- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第8項に規定するもの

附則第8条の4第5項中「第5条の2第5項」を「第5条の2第9項」に改め、同条第6項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に、「第5条の2第6項」を「第5条の2第10項」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの（第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

附則第9条の2第1項中「平成20年5月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第9条の2の2第1項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第5項中「平成20年5月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第6項中「100分の120」を「100分の125」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第76号）の施行の日の翌日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第7項中「100分の110」を「100分の115」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第76号）の施行の日の翌日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第2項から第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第76号）の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第93条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第5項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項に規定するもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第7項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第8項に規定するもの

- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車に総務省令附則第12条の2の2第9項に規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第12条の2の2第10項に規定するものに適合するもの

附則第9条の3第2項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第9条の4の次に次の1条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第9条の4の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟

者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第121条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則第12条第2項中「及び」を「並びに」に改め、「第37条の10第4項」の次に「並びに第37条の14の3第1項及び第2項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第1項」を「これらの規定により同法第37条の10第1項」に改める。

附則第12条の2の2を次のように改める。

第12条の2の2 削除

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成19年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）附則第12条の2の2第1項の道民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「平成21年3月31日」とあるのは「北海道税条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第76号）

の施行の前」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

- 4 次項並びに附則第6項及び第8項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の道民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第24条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、平成20年度以後の年度分の法人の道民税の均等割について適用し、旧条例第24条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の道民税の均等割については、なお従前の例による。
- 6 新条例第34条の規定（同条第1項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度以後の年度分の法人の道民税の均等割について適用する。
- 7 施行日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）の前日までの間における新条例第34条第

「
ウ 一般社団法人（非規定する非営利型法
当するものを除く。）
るものを除く。）
エ 保険業法（平成7年
法人で資本金の額又
でに掲げる法人を除
オ 資本金等の額を有
立行政法人で収益事
く。以下この表にお
下であるもの

1項の規定の適用については、同項の表の第1号中

営利型法人（法人税法第2条第9号の2に
人をいう。以下この号において同じ。）に該

及び一般財団法人（非営利型法人に該当する法律第105号）に規定する相互会社以外のは出資金の額を有しないもの（アからウまで。）
する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人を行わないもの及びエに掲げる法人を除いて同じ。）で資本金等の額が1,000万円以

とあるのは、

「
ウ 保険業法（平成7年
資本金の額又は出資金
く。）
エ 資本金等の額を有す
人で収益事業を行わな
おいて同じ。）で資本金

法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で
の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除
る法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法
いもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表に
等の額が1,000万円以下であるもの

とする。

- 8 新条例第36条の2又は第36条の3の規定は、施行日以後に新条例第36条の2第1項又は第36条の3第1項の申請が行われる場合について適用する。
- 9 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。
- 10 新条例第42条の2又は第42条の3の規定は、施行日以後に新条例第42条の2第1項又は第42条の3第1項の申請が行われる場合について適用する。
- 11 次項及び附則第13項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関

する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 12 新条例第44条の2第2項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第44条の2第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する政令第36条の2の2第2項に規定する住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 13 適用日前の旧条例第44条の7第1項第4号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 14 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 15 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 16 新条例附則第9条の3第2項の規定は、適用日以後に北海道税条例第100条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項に規定する燃料炭化水素油の販売、同条第4項に規定する軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項に規定する炭化水素油の消費若しくは同条例第101条第1項各号に定める軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第100条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
- 17 新条例附則第9条の4の2の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

